

ソフトバンク・ビジョン・ファンド、 初回クロージングを完了

*PIF、ソフトバンクグループ、ムバダラに加え、
Apple、フォックスコン、クアルコム、シャープが初期の出資者として参画*

ソフトバンク・ビジョン・ファンドが情報革命を加速

SoftBank Vision Fund（「ソフトバンク・ビジョン・ファンド」、以下「本ファンド」）は、このたび、930億米ドル超（約10兆4千億円）の出資コミットメントを取得し、大規模な初回クロージングを完了しました。本ファンドへは、すでに発表済みであるソフトバンクグループ株式会社（以下「SBG」）およびサウジアラビア王国のパブリック・インベストメント・ファンド（以下「PIF」）に加え、アラブ首長国連邦アブダビ首長国のムバダラ開発公社、Apple Inc.、Foxconn Technology Group、Qualcomm Incorporated およびシャープ株式会社が出資者として参画しています。本ファンドは、今後6カ月間で、合計1000億米ドルの出資コミットメントを取得する形での最終クロージングを目指します。

本ファンドは、情報革命の次の段階の基盤となりうる事業の構築のためには、これまでになく大規模かつ長期的な投資が必要であるという確固たる信念のもとに設立されました。また、本ファンドの投資先の各企業はSBGのグローバルな事業展開規模、事業運営に関する専門的知見、Sprint Corporation やヤフー株式会社などのグループ企業のエコシステムから多くのメリットを享受できると見込まれており、それによって、本ファンドの投資先の各企業の成長を加速させることになると考えられます。

本ファンドは、1億米ドル（約111億円）以上の投資金額で、かつ本ファンドの投資戦略に合致する案件については優先的に投資する権利を保有し、「ソフトバンク 2.0」のビジョンを実現するための主要な手段となります。

ソフトバンクグループ株式会社 代表取締役社長の孫正義は、以下のように述べています。
「テクノロジーは、今日人類が直面する大きな課題とリスクについて解決策をもたらしてくれる可能性を秘めています。これらの課題を解決していく多くの事業を育て成功へ導いていくためには、辛抱強く長期的な視野で運用される資金とビジョナリーな戦略的投資パートナーからの支援が不可欠です。これまで、ソフトバンクは、未来を切り拓くための革新的なテクノロジーや起業家たちを支援する長期的で大胆な投資を行ってきました。ソフトバンク・ビジョン・ファンドも、同様の方針のもと、情報革命の次の段階の基盤となりうるプラットフォームを実現するような事業を立ち上げ、または成長させていく手助けができると信じています」

サウジアラビア王国 PIF の Managing Director である H.E. Yasir Al Rumayyan は、以下のように述べています。

「政府系ファンドや企業の出資者とともにソフトバンク・ビジョン・ファンドに投資することは、われわれの全体の投資戦略の中で重要なパートとなります。われわれは、多様な産業分野、アセットクラス、地域にまたがるポートフォリオを構築中であり、本ファンドは、テクノロジー分野において成長が見込めるさまざまな投資機会にアクセスするためのプラットフォームとなるでしょう。このことは、多様かつ知識集約型経済へと発展させる、サウジアラビア王国の『ビジョン 2030』の戦略をサポートする PIF の役割の実現につながると考えています」

ムバダラ開発公社の Group CEO である Khaldoon Khalifa Al Mubarak は、以下のように述べています。

「ソフトバンク・ビジョン・ファンドへ参画することは、テクノロジー分野で急成長する企業に対する長期的かつグローバルな投資家兼パートナーとしてのムバダラの戦略を完全に補完するものです。テクノロジーとイノベーションはアラブ首長国連邦の経済的多様化戦略の核であり、本ファンドは未来を切り拓く革新的な産業分野へ大きく投資するためのスケールを兼ね備えていると信じています」

投資戦略について

本ファンドは、次世代のイノベーションを実現しようとしている企業や基盤となるプラットフォーム事業に対して、大規模かつ長期的な投資活動を目指します。

本ファンドは、上場・非上場や保有株式割合の多寡を問わず、新興テクノロジー企業から、成長のために大規模な資金を必要とする数十億米ドル規模の企業価値の大企業まで、投資を行っていきます。

本ファンドは、IoT、人工知能、ロボティクス、モバイルアプリケーションおよびコンピューティング、通信インフラならびに通信事業、計算生物学、その他データ活用ビジネス、クラウドテクノロジー、ソフトウェア、消費者向けのインターネットビジネス、金融テクノロジーなど、また、これらに限らない広い範囲のテクノロジー分野で投資活動を行っていきます。

本ファンドは、ソフトバンクグループからの投資で取得済みの株式や今後取得予定の株式の一部 (ARM Holdings plc.(以下「ARM」) の株式の約 24.99%分や Guardant Health、Intelsat、NVIDIA、OneWeb、SoFi への出資分を含む) を取得する権利を保有しています。

主要なリーダーシップについて

本ファンドは、SBG の複数の子会社 (以下「SB Investment Advisers」と総称) の助言を受け運営されます。

Rajeev Misra は、SB Investment Advisers の CEO となるとともに、本ファンドの投資委員会 (the Investment Committee) に参画する予定です。Rajeev Misra は、ロンドン、サン・カルロス、東京に拠点を置く実績を積んだグローバル・チームのサポートを受けながら、本ファンドの全ての案件において主要な役割を果たしていきます。

本ファンドの組成や資金調達に関するアドバイスを行った新設の Centricus の Nizar Al-Bassam と Dalinc Ariburnu の両氏は、引き続きアドバイザーとしての役割を担います。

ARM グループについて

- SBG は本ファンドへの出資コミットメント額 280 億米ドル（約 3.1 兆円）のうち SBG が保有する ARM の株式の約 24.99%（約 82 億米ドル、約 9,134 億円相当）を現物出資することにより出資履行します。
- ARM は引き続き SBG の連結子会社であり続けます。現物出資による ARM 株式の一部移管後も、同社株式の 75.01%分の保有と本ファンドの運営および助言を行う法人を保有することを通じて、SBG は引き続き ARM の議決権の 100%を（直接および間接に）支配し続けることとなります。
- ARM 株式の本ファンドへの移管は、ARM の成長機会に関して SBG と同じビジョンを共有する一部のファンド出資者（以下「LP」）との交渉過程における要請に基づくものです。
- 移管による ARM の取締役会、ガバナンス体制および事業運営の変更はありません。
- 本ファンドへの株式移管によって、本ファンドの LP が ARM の事業活動から特別の商業的便益を享受することはありません。

SBG との関係について

- 本ファンドの General Partner は SBG の子会社であり、本ファンドの主要アドバイザーとなる英国の SB Investment Advisers (UK) Limited を含めた SB Investment Advisers 各社も SBG の子会社です。
- SBG は、本ファンドへの出資コミットメント額 280 億米ドル（約 3.1 兆円）を、ARM 株式の一部の現物出資と現金により出資履行します。本ファンドは、会計上、SBG の連結対象となる見込みです。
- 本ファンドは、本ファンドの投資戦略と合致した 1 億米ドル（約 111 億円）を超える投資を優先的に実行する投資ビークルとなります。また、1 億米ドル基準に満たないアーリーステージのベンチャー企業への投資、事業会社レベルでの戦略的投資、本ファンドの投資戦略や基準に合致しないその他投資などについては、SBG およびその子会社が、本ファンド外で投資活動を継続する見込みです。

本プレスリリースは、SoftBank Vision Fund L.P.の General Partner である SVF GP (Jersey) Limited から発表したものです。

※1 米ドル=111.4 円（2017 年 5 月 19 日時点）で換算

アドバイザーについて

Linklaters LLP は本ファンドの法務カウンセルを務め、また税務のサポートを行いました。Kirkland & Ellis LLP は本ファンドの米国の規制関連の法務カウンセルを務め、Carey Olsen は英ジャージーにおけるファンド関連の法務カウンセルを務めました。森・濱田松本法律事務所と Maples & Calder は法律・規制における追加サポートを行いました。PwC は税制、体制構築、プログラムデリバリーをサポートし、Aztec Group は引き続きファンドのアドミニストレーションサービスを提供してまいります。Goldman Sachs International は、財務アドバイザーを務めました。Milltown Partners は戦略的コミュニケーションサポートを行いました。

本プレスリリースに関する免責事項

掲載された情報（以下「**本掲載情報**」といいます。）には、下記の免責事項、注記および制限が適用されます。

募集に該当しないこと 本掲載情報は、情報提供のみを目的として提供されるものであり、ソフトバンク・ビジョン・ファンド・エル・ピー（SoftBank Vision Fund L.P.）（文脈に応じて、パラレル・ファンド、フィーダー・ファンド、共同投資ビークル又はオルタナティブ投資ビークルと共に「**ファンド**」と総称します。）のリミテッド・パートナーシップ持分の募集又は申込みの勧誘を行うものではありません。本掲載情報は、投資判断の根拠として依拠するためのものではありません。これらは、完全な情報ではなく、完全な情報と見なすべきものでもありません。本掲載情報の内容を法律上、事業上又は税務上の助言と解釈することはご遠慮ください。ファンドへの投資を予定されている方は、法律上、事業上又は税務上の助言について、ご自身の弁護士、事業顧問および税務顧問にご相談くださるようお願いいたします。

将来の見通しに関する事項 本書に掲載される限り、本掲載情報に含まれる見積もりその他の推定（リターンやパフォーマンスの推定など）は将来の見通しに関する記述であり、特定の前提事項に基づいています。その他の考慮されなかった事由が発生し、ファンドおよび／又はファンド、ソフトバンクグループ株式会社（子会社と併せて「**ソフトバンク**」と総称します。）又はそれらの関連会社の投資対象となっているか若しくは投資対象となりうる会社の実際のリターン又はパフォーマンスに重大な影響が及ぶことがあります。現実の出来事は予測が困難であるのみならず、ファンド、ソフトバンク、ファンドの運用会社（以下「**運用会社**」といいます。）、ファンドのジェネラル・パートナー（以下「**ジェネラル・パートナー**」といいます。）およびそれらの関連会社、メンバー、パートナー、株主、その他の受益権所有者、マネージャー、取締役、役員、従業員、代表者、顧問又は代理人の支配の及ばない要因に左右されます。特定の前提事項は説明を単純化するためになされたものです。したがって、実際の結果が本書に提示された結果と場合によっては著しく異なることがあります。本書に言及された特定の投資の収益性は保証されておりません。また、本書に提示された成果と同等の成果がファンドによって達成されるとは限らず、投資家はファンドに対する投資元本の一部又は全部を失わないとも限りません。

依拠の不存在 ソフトバンク、ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナー、又はそれらの関連会社は、本掲載情報の正確性又は完全性について何らの表明又は保証も行いません。ファンドへの投資の可能性を評価するとき又は運用会社、ジェネラル・パートナー、ソフトバンク若しくはそれらの関連会社との投資の可能性を評価するときに本掲載情報を使用し又はこれに依拠することについて、ソフトバンク、ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナー、又はそれらの関連会社はいずれも責任を負いません。本掲載情報は本書の日付（又は該当する場合には本書記載の日付）現在の内容であり、ソフトバンク、運用会社、ジェネラル・パートナー、ファンド、又はそれらの関連会社、メンバー、パートナー、株主、マネージャー、取締役、役員、従業員若しくは代理人のいずれも本掲載情報を更新する義務を負いません。

特定の見積もり 本書に記載される限り、投資の件数、規模又は種類に関してファンドが行う予測又は見積もり（又は類似の情報）は、それが提示された日付における運用会社の意向に基づく見積もりにすぎず、市況および／又はその他の要因によって変更される場合があります。

本掲載情報の日付および正確性 本書の本掲載情報は、本書の日付又は該当する場合は本書記載の特定の日付現在の内容です。ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナー、ソフトバンク、並びにそれらの関連会社、メンバー、パートナー、株主、その他の受益権所有者、マネージャー、取締役、役員、従業員、代表者、顧問および代理人は、本掲載情報を更新する義務を負いません。本書記載の情報の正確性又は完全性については、ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナー、ソフトバンク、又はそれらの関連会社によって表明又は保証（明示的であるか黙示的であるかを問いません。）がなされるものではなく、本書記載の情報については、ファンド、投資又はその他の事業体の過去又は将来の実績に関する約束又は表明として依拠すべきではありません。ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナー、ソフトバンク、又はそれらの子会社若しくは関連会社、並びにそれらのメンバー、パートナー、株主、その他の受益権所有者、マネージャー、取締役、役員、従業員、代表者、代理人および顧問は、当該資料および情報並びに本書記載の意見、見積もり、予測および所見を使用し、依拠することに関して責任を負いません。

適合性 ソフトバンク、ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナー、又はそれらの関連会社のいずれも、本掲載情報が包括的であると表明するものではなく、ソフトバンク、ファンド、運用会社、ジェネラル・パートナーおよび／又はそれらの関連会社との投資の可能性を適切に評価するのに望ましい又は必要とされる情報が本掲載情報に含まれていると表明するものでもありません。

英国に関しては、本掲載情報は、もっぱら(i) 2000年金融サービス市場法 2001年集団投資スキーム勧誘（適用除外）財務省令（改正済）（(Promotion of Collective Investment Schemes) (Exemptions) Order 2001）（以下「集団投資スキーム勧誘令」といいます。）第14条(5)、および 2000年金融サービス市場法（2005年投資勧誘に関する財務省令((Financial Promotion) Order 2005)）（以下「投資勧誘令」といいます。）第19条(5)に定義される「投資専門家」に分類されるいずれかに該当する者、(ii) 集団投資スキーム勧誘令第22条(2)、および投資勧誘令第49条(2)に記載する「富裕層投資家」に分類されるいずれかに該当する者、(iii) その他、本掲載情報を合法的に伝達することのできる者（これらを総称して「免除対象者」といいます。）向けのものであります。

本掲載情報に関係のある投資又は投資活動については、勧誘に基づき免除対象者のみが利用することが可能であり、もっぱら当該免除対象者との間で行われます。さらに、投資参加者のステータスを評価する手続が整備されています。よって、免除対象者でない者（とりわけ金融行為監督機構の規則に基づき「リテール・クライアント」に分類される者）は、本掲載情報に依拠することを禁じられます。

英国外の投資家の場合、本掲載情報において言及される投資又は投資サービスは、勧誘に基づいてのみ利用可能であり、ステータスおよび適合性を評価する手続の対象とされます。疑義を避けるために付言すると、個人投資家又はリテール・クライアントのいずれも、本掲載情報において言及される投資又は投資サービスを利用することができません。

ソフトバンクおよび／又は運用会社は、貴殿を代理するものではありません。とりわけ、ソフトバンクおよび／又は運用会社は貴殿に対し、助言を提供するものではなく、その他の投資サービスを提供するものでもなく、何らの保護を提供する責任も負いません。ソフトバンクおよび／又は運用会社の従業員その他の関係者は、その他の代理権限を有しません。